

名古屋市公報

平成19年 9月27日号

第727号

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
発行所 名古屋市役所
電話 [052] 972-2246
編集兼 名古屋市総務局
発行人 行政システム部法制課長

目

次

ページ

告

示

- 開発行為に関する工事の完了 (住都・開発指導課) (第355号) 2
- 名古屋市東谷山フルーツパーク駐車場の使用料納付期間について (緑土・農政課) (第356号) 3
- 都市再開発法に基づく市街地再開発組合の解散認可公告 (住都・都市再生推進課) (第357号) 4

交 通 局 告 示

- 乗合自動車の停留所の新設、増設及び位置変更について (第9号) 5

名古屋市告示第 355号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成19年 9月18日

名古屋市長 松 原 武 久

1 許可年月日及び許可番号

平成18年11月30日 18指令住開指第 136号
(変更)

平成19年 2月 1日 18指令住開指第 136号の 2

平成19年 2月21日 18指令住開指第 136号の 3

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

名古屋市名東区平和が丘五丁目93番及び94番

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

名古屋市東区泉一丁目23番22号

トヨタホーム株式会社

代表取締役 森岡仙太

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 356号

名古屋市東谷山フルーツパーク駐車場の使用料納付期間について

名古屋市東谷山フルーツパーク条例施行細則（昭和55年名古屋市規則第59号）
第 4条の 2第 1項の規定により、東谷山フルーツパークの駐車場を利用しようとする者が使用料を納付しなければならない期間は、次のとおりとします。

平成19年 9月21日

名古屋市長 松 原 武 久

使用料を納付しなければならない期間

平成19年10月 6日（土曜日）から平成19年10月 8日（月曜日）まで

名古屋市緑政土木局農政課

名古屋市告示第 357号

都市再開発法に基づく市街地再開発組合の解散認可公告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第45条第 4項の規定及び愛知県事務処理特例条例（平成11年愛知県条例第55号）の規定に基づき、牛島市街地再開発組合の解散の認可をしましたので、次のとおり告示します。

平成19年 9月21日

名古屋市長 松 原 武 久

- 1 組合の名称
牛島市街地再開発組合
- 2 事務所の所在地
名古屋市西区牛島町 6番27号
- 3 組合設立認可の年月日
平成13年 1月26日
- 4 組合解散認可の年月日
平成19年 9月21日

名古屋市住宅都市局都市再生推進部都市再生推進課

名古屋市交通局告示第9号

乗合自動車の停留所の新設、増設及び位置変更について

本市乗合自動車の停留所の新設、増設及び位置変更を、次のとおり実施します。

平成19年9月21日

名古屋市交通局長 吉井 信雄

1 新設停留所

名 称	位 置	
おおしみずしょうがっこうみなみ 大 清 水 小 学 校 南	東 行	名古屋市緑区大清水三丁目923番地先
	西 行	名古屋市緑区大清水五丁目502番地先
たいしきた 太 子 北	南 行	名古屋市緑区太子二丁目45番地先
	北 行	名古屋市緑区太子一丁目325番地先

2 増設停留所

名 称	位 置	
四 軒 家	北 行	名古屋市守山区四軒家二丁目738番地先
	東 行	名古屋市緑区姥子山二丁目118番地先
姥 子 山 三 丁 目	西 行	名古屋市緑区姥子山三丁目205番地先

3 位置変更停留所

名 称	変 更 後 の 位 置	
姥 子 山 西	東 行	名古屋市緑区鳴海町字姥子山21番地先
	西 行	名古屋市緑区鳴海町字姥子山21の137番地先

4 経路

系 統 記 号	経 路
野並13	野並－[現行と同一経路]－水広下池－大清水小学校南－大清水
野並15	野並住宅－[現行と同一経路]－水広下池－大清水小学校南－大清水

野並 1 6	野並－[現行と同一経路]－姥子山三丁目－太子北－太子
有松 1 1	有松町口無池－[現行と同一経路]－細根－姥子山西－姥子山三丁目－敷田北－姥子山四丁目－太子北－太子

5 実施時期

平成 1 9 年 1 0 月 1 日

名古屋市交通局営業本部自動車部管理課